平成２２年（フ）第２０号
栃木県栃木市大平町西水代2956番地８
破産者　柴崎　晃男
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２６号
埼玉県本庄市小島１丁目３番８号　プリムローズ201
破産者　林　　貴之
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１８９号
千葉県木更津市新田１丁目１番５号
破産者　藤浪　雅之
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１９０号
千葉県木更津市新田１丁目１番５号
破産者　藤浪千加子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１９１号
千葉県木更津市新田１丁目１番５号
破産者　藤浪　直子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第２４８号
千葉県東金市台方29番地３　サンパーク東金203
破産者　大多和洋光
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６６８号
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目３番26号
破産者　松沢　浩二
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５号
横浜市神奈川区羽沢町917番地　羽沢グリーンハイツ２棟204号
破産者　青木　幸宏
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８号
富山市高木786番地３
破産者　スリムコントロール呉羽こと　吉田仁美
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０２号
静岡市葵区美川町２番５－２号
破産者　本村真由美
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１０号
静岡県焼津市石津1071番地の１
破産者　藤田　静男
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
静岡市駿河区登呂４丁目19番３－302号
破産者　大村　　進
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７１号
京都市南区八条寺内町19番地の３
破産者　茶谷　武志
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８８７５号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目４番13号　シュロス若江104号
破産者　石賀　直子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６５号
兵庫県明石市大蔵谷字東山485―14、旧住所　兵庫県明石市鳥羽1659―17
破産者　福澤希依子（旧姓山根）
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１号
神戸市西区南別府４丁目61―１―208
破産者　遠藤　千秋
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６４９号
高知市塩田町７番３号
破産者　富永恵美子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８号
福岡県田川郡糸田町1386番地
破産者　藤村　國男
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２０年（フ）第７６号
熊本県山鹿市鹿央町千田876番地
破産者　角田　博文
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
大分市府内町２丁目３番20号　天神ビル403
破産者　塩田　直子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係